

## 茨城県立医療大学人事専門委員会規程

〔 令和5年10月1日 〕  
〔 医 療 大 訓 第 1 号 〕

（趣旨）

第1条 この規程は、茨城県立医療大学運営会議規程（平成5年医療大訓第4号）第9条及び茨城県立医療大学教員選考規程（平成7年医療大訓第2号、以下「教員選考規程」という。）第9条第4項の規定に基づき、茨城県立医療大学人事専門委員会（以下「人事専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 人事専門委員会は、教員選考規程第9条第3項の規定に基づき、審査案件ごとに、別表第1左欄に掲げる教員候補者又は昇任候補者（以下「審査対象者」という。）の職位に応じ、同表右欄に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

（委員会）

第3条 人事専門委員会の委員長は、構成員となる学長、副学長、付属病院長、学生部長、附属図書館長、研究科長又は学長特別補佐（以下「大学幹部教員」という。）の中から、互選により決定する。

2 人事専門委員会の副委員長は、大学幹部教員以外の構成員の中から、互選により決定する。

3 人事専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

4 人事専門委員会の開催回数及び審査内容は、別表第2を参考に、各人事専門委員会において決定する。

（委員会の成立及び議決）

第4条 人事専門委員会は、構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

2 人事専門委員会の議決は、構成員全員の投票により行うものとし、有効投票の過半数をもって決する。

3 人事専門委員会の審査経過及び結果については、委員長が速やかに学長及び大学運営会議に報告するものとする。

（構成員以外の出席）

第5条 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の本学教職員を人事専門委員会に出席させて審査事項の説明をさせ、又は事務の処理を命ずることができる。

（非公開）

第6条 人事専門委員会は、公開しない。ただし、審査対象者が講演を行う場合には、教授会の構成員も視聴等ができるよう配慮しなければならない。

2 人事専門委員会の審査経過及び結果は、学長及び大学運営会議に報告する場合を除き、公開しない。

（事務）

第7条 人事専門委員会の事務は、事務局総務課において処理する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、人事専門委員会の運営に関し必要な事項は、大学運営会議の議を経て、学長が定める。

別表第1（第2条）

| 審査対象者の<br>職位の区分 | 構 成 員                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教授              | 教授 7 名<br>(1) 3 名は、全学的観点により、学長が、当該学科・センター等所属の者を除き、大学運営会議の構成員から指名<br>(2) 2 名は、当該選考を申し出た学科長、センター長又は付属病院長が、当該学科・センター等所属の者から選出<br>(3) 2 名は、当該選考の関連分野を勘案し、大学運営会議の構成員及び当該学科・センター等所属の者を除き、教授会において投票により選出           |
| 准教授、講師又は助教      | 教授 5 名<br>(1) 2 名は、全学的観点により、学長が、当該学科・センター等所属の者を除き、大学運営会議の構成員から指名<br>(2) 2 名は、当該選考を申し出た学科長、センター長又は付属病院長が、当該学科・センター等所属の者から選出<br>(3) 1 名は、当該選考の関連分野を勘案し、大学運営会議の構成員及び当該学科・センター等所属の者を除き、大学運営会議において選出し、教授会で承認された者 |

（注1）「教授又は准教授」を公募する等、複数の職位の区分にまたがる場合には、上位の職位に応じた構成とする。

（注2）助産学専攻科にあっては、この限りではない。

（注3）審査対象者の職位の各区分とも、付属病院長が選考を申し出た場合は、構成員中の「当該学科・センター等」とあるのは、「付属病院及び医科学センター」と読み替えるものとする。

（注4）項番2において、人数不足等により所属の学科・センター等から委員を選出できない場合は、学長が教授会の構成員の中から指名する。

別表第2（第3条第2項）

| 審査対象者の<br>職位の区分 | 開催回数   | 審査内容                                                               |
|-----------------|--------|--------------------------------------------------------------------|
| 教授              | 3～5回程度 | (1) 応募書類の審査及び論文査読<br>(2) 講演聴取<br>(3) 面接<br>(4) 意見交換、審議及び投票による候補者選定 |
| 准教授、講師又は助教      | 2～3回程度 | (1) 応募書類の審査及び論文査読<br>(2) 面接<br>(3) 意見交換、審議及び投票による候補者選定             |

（注1）昇任候補者の審査においては、審査内容中の「投票による候補者選定」は、「投票による可否判断」と読み替えるものとする。

（注2）審査内容の項目は、同日に行うことも可能である。

付 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年6月27日から施行する。